



**令和 3 年度  
由布市教育委員会の事務の管理  
及び執行状況に関する点検・評価  
(令和 2 年度執行) 報告書**

**令和 3 年 9 月**

**由布市教育委員会**



# 報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条の規定により、令和2年度事業における由布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する者の意見を付して報告します。

令和3年9月

由布市教育委員会

職　名	氏　名	期　間
教　育　長	加　藤　淳　一	平成30年11月19日～令和3年11月18日
教育長職務代理者	上　田　　宴	令和元年11月19日～令和2年11月18日
	渡　邊　真　由　美	令和2年11月19日～令和3年11月18日
	上　田　　宴	平成28年11月19日～令和2年11月18日
	渡　邊　真　由　美	平成29年11月19日～令和3年11月18日
教　育　委　員	佐　藤　式　男	平成30年11月19日～令和4年11月18日
	八　川　　徹	令和元年11月19日～令和5年11月18日
	下　村　未　央	令和2年11月19日～令和6年11月18日

## 【参考】

- ・教育長・・・人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命される。(任期3年)
- ・教育委員・・・人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命される。(任期4年)

## ( 目 次 )

1	制度の概要について	1
2	由布市教育委員会の点検・評価について	1
3	点検・評価の対象について	2
4	点検・評価の方法	2
5	点検・評価表の構成	2
6	点検・評価を踏まえた今後の方向性	3
	由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表	4
1	教育基盤の形成	
	I 教育委員会機能の向上	5
	II 事務局機能の充実	6
	III 豊かで安全・安心な環境づくり	7
	IV 安全で快適な学校施設・設備の充実	9
	V 学校規模適正化の推進	10
2	「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	
	I 生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進	
	① 「由布学」の推進	11
	② 確かな学力の向上	12
	③ 豊かな心の育成	13
	④ 健やかな体の育成	15
	II 個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進	
	① 特別支援教育の充実	16
	② 生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実	17
	③ 幼児教育の充実	18
	④ 時代の要請に応じた教育の充実	19
	⑤ 連携型中高一貫教育の推進	21
	III 信頼と協働による学校づくりの推進	
	① 開かれた学校づくりを推進	22
	② 信頼される学校づくりの推進	23
3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	
	I 学びのための支援・体制づくり	24
	II 学びと活動の充実	26
	III 文化的薰るふるさとづくり	28
4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして	
	I スポーツ関連施設の整備・充実	30
	II 団体及び指導者の育成	31
	III スポーツ・レクリエーション活動の推進	32
	IV 合宿の誘致	33
	V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	34
	VI 競技スポーツの推進	35
	教育委員会の活動	
	教育委員会制度	
	(1) 制度の概要	36
	(2) 教育委員会の構成	36
	(3) 教育委員会の会議	39
	(4) 教育委員の自己研鑽	39
	(5) 教育委員のその他の活動	39

# 令和3年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和2年度執行)報告書について

## 1. 制度の概要について

平成20年4月1日に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない（法第26条第1項）と定められ、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る（法第26条第2項）とされました。

## 2. 由布市教育委員会の点検・評価について

由布市教育委員会では「教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検評価実施要綱(平成21年教育委員会告示第2号)」に基づき、「令和2年度由布市の教育方針」を基に実施した取り組みについて、自己点検・評価を行うとともに、評価内容の客観性を確保するため、各分野からの意見・提言を受けられるよう教育に関し学識経験を有する者として校長経験者、行政職員経験者など6名の評価者による外部評価を実施して、「令和3年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和2年度執行)報告書」を作成し、報告・公表するものです。

学識経験者の皆様からの貴重な意見をいただき、点検・評価を行い取り組みの成果と課題を明らかにし、これらを踏まえ、より良い由布市の教育の実現に向け取り組んでいきます。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 3. 点検・評価の対象について

点検・評価の対象は、由布市教育委員会の指針である「第2期由布市教育振興基本計画」の重点目標に即した取り組みとして、令和2年度の主な施策・事業等としています。

### 4. 点検・評価の方法

(1) 点検・評価にあたっては、施策・事業等の内容や質によって可能な限り定量的に評価するよう努めるとともに、今後の取り組みの方向性を示しています。

(2) 点検・評価の評価基準については、以下のとおりとしました。

#### 〈評価基準〉

目標を上回る……………A

ほぼ目標どおり……………B

やや目標を下回る……………C

目標を大幅に下回る……………D

(3) 教育委員会内で自己点検・評価（内部評価）の後に点検・評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する方のご意見をお聞きし、ご助言を頂きました。今回は以下の方々です。

#### 【外部評価者名簿】（50音順）

氏 名	住 所	略 歴
佐 藤 和 昭	由布市庄内町	校長経験者
橋 本 洋 一	由布市挾間町	校長経験者
日 野 正 彦	由布市湯布院町	行政経験者
服 平 志 朗	由布市庄内町	行政経験者
宮 崎 直 美	由布市挾間町	行政経験者
山 本 悅 子	由布市湯布院町	校長経験者

### 5. 点検・評価表の構成

#### (1) 項目

点検・評価の対象事業は「令和2年度教育方針」の推進項目を基本として25項目にまとめ、各項目に即した施策・事業ごとに点検・評価を行いました。

(2) 方針の概要

令和2年度に実施した主な事業内容を示しています。

(3) 方針達成状況(実績及び成果)

教育委員会で取り組んだ令和2年度事業について、実績及び成果を記載しています。

(4) 今後の取組

教育委員会内で令和2年度の取り組みについて点検・評価した結果を踏まえ、今後取り組んでいく内容を記載しています。

(5) 内部評価

教育委員会内で令和2年度の取り組みについて点検・評価しました。

(6) 外部評価

令和2年度の取り組みの内部評価について、外部評価委員の皆様からご意見を頂き、成果と課題について記載しています。

6. 点検・評価を踏まえた今後の方向性

令和3年度の点検・評価（令和2年度執行）は「第2期由布市教育振興基本計画」の政策に基づいて行う2年目の評価となります。内部評価では、政策ごとに客観的なデータ、施策体系に基づいた評価を行い、成果と課題を明らかにしました。

6名の外部評価委員からも点検・評価に係る評価書を提出していただきました。

すでに令和3年度がスタートしており、各課において新たに実施している事業もありますが、5ページから記述している外部評価委員からの意見をはじめ、今回の点検・評価で見えてきた成果と課題をもとに、市民の皆様の信頼に応える教育行政を推進していくよう、「第2期由布市教育振興基本計画」の確実な推進に努めて参ります。

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表

基本施策	項目	頁番号	担当課	
1 教育基盤の形成	I 教育委員会機能の向上	5	教育総務課	
	II 事務局機能の充実	6		
	III 豊かで安全・安心な環境づくり	7		
	IV 安全で快適な学校施設・設備の充実	9		
	V 学校規模適正化の推進	10		
2 「生きる力」を はぐくむ学校教育の 推進	I 生きる力につな がる知・徳・体バラ ンスのとれた教育の 推進	① 「由布学」の推進 ② 確かな学力の向上 ③ 豊かな心の育成 ④ 健やかな体の育成	11 12 13 15	学校教育課
	II 個に応じた学び と時代の要請に応じ た教育の推進	① 特別支援教育の充実 ② 生徒指導・いじめ・不登校に係 る教育相談体制の充実 ③ 幼児教育の充実 ④ 時代の要請に応じた教育の充実 ⑤ 連携型中高一貫教育の推進	16 17 18 19 21	
	III 信頼と協働によ る学校づくりの推進	① 開かれた学校づくりを推進 ② 信頼される学校づくりの推進	22 23	
	I 学びのための支援・体制づくり	24		
	II 学びと活動の充実	26		
	III 文化的なふるさとづくり	28		
	I スポーツ関連施設の整備・充実	30	スポーツ 振興課	
	II 団体及び指導者の育成	31		
	III スポーツ・レクリエーション活動の推進	32		
	IV 合宿の誘致	33		
	V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	34		
	VI 競技スポーツの推進	35		

## 項目

I

## 教育委員会機能の向上

## 【方針の概要】

- 教育に携わる全ての人や団体が互いに連携協力しながら子どもを育む活動に取り組むことが必要です。市長と教育委員会は、総合教育会議において、それらの取組みの充実をめざして市民の願いや思いをくみ取り、教育諸施策の実現に向け定期的に協議を行います。
- 学校現場や地域住民の意見を反映するために、学校訪問や施設訪問を行い意見交換を行います。
- 教育行政の着実な推進にあたって、構成員である教育委員と、執行行政機関である教育委員会事務局とが共通の目標に向かい、責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- 由布市教育委員会の教育委員は市長の任命により議会で承認された5名で、その内訳は教育長と委員4名であり、教育政策の提案、市民の教育ニーズの把握や伝達、教育問題の市民への理解促進や、市民に教育委員会の政策を伝えるなど、市民と教育委員会とのパイプ役を担うことができた。
- 月に一度開催する定例教育委員会では様々な議論が展開され、今年度は学校規適正化方針の承認のため臨時会議が開かれた。会議では、法令の改正に伴う条例等の改定・制定、教育に関する管理及び執行に関することなどについて議論した。  
他に、人事管理及び執行に関すること、校舎その他の施設及び教具、備品の設備・整備に関すること、学校給食に関すること、教科書採択、社会教育に関すること、スポーツ、文化財の保護など多岐にわたって論議した。
- 幼稚園及び小・中学校で行われる園・学校行事への出席、入園・入学式及び卒園・卒業式に出席しての告辞については、今年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から出席を取りやめることとし、告辞については文書で配布する対応をとった。
- 総合教育会議を2回開催し、市長と教育委員と十分な意思疎通を図り地域の教育の課題やあるべき姿を共有することで、より民意を反映した教育行政を推進することができた。

## 【今後の取組】

- 地域の抱える課題について問題提言をし、市長部局や教育委員会事務局と協力してよりよい教育行政の実現に向け取り組む。
- 学校の教育指導、学校設備や教材の取扱い、社会・スポーツ振興など幅広い教育活動に関与し、会議での話し合いのもと、地域の教育行政がより良いものになるよう、さまざまな視点から議論していく。そのため、研修会などにも積極的に参加しながら使命感を持って活動していく。

## 【内部評価：B】

- 教育委員会の所管事項に関する予算編成や条例提案など、政治的中立性、継続性、安定性を確保した教育行政の運営に努めた。

## 【外部評価】

- 教育委員会は日頃より多忙である上にコロナ禍の中において、総合教育会議等を実施するなど意見交換を行うことで、施策の形成に寄与することができたことは評価できる。

## 項目

## II

## 事務局機能の充実

## 【方針の概要】

- 教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、その活動を担う職員の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会事務局職員や指導主事、社会教育主事などの専門的職員を確保するとともに、各種研修に積極的に参加し、その資質の向上に努めます。
- 教育方針の推進にあたり、教育委員会だけでなく、他部署と連携、協力を図りながら積極的な取り組みを行います。

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- 新型コロナウイルス感染症予防のため、関係機関と連携し、情報収集に努めるとともに、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、市民の学習機会を確保した。
- 教育長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、スポーツ振興課長などで、定期的に会議を開催し、情報の共有や各課の抱える諸課題の共通理解や解決方法について協議・検討している。

## 【今後の取組】

- 感染拡大を防ぐための対策の徹底や、新しい生活様式の実践を行い、創意工夫しながら、新しい学習や社会的なつながりを感じられる事業を展開するよう努めていく。
- 積極的に市民が活動している場に出向き、学校教育・生涯学習・文化、スポーツ等に取り組む人たちへの応援、激励、援助を行うとともに、直接の市民の声を聞き、内容に応じて教育委員会の議題に取り上げ協議するなど、教育行政に反映させていく。また、市報やHP等を通して教育委員会の活動を発信していくよう、広報活動に努める。

## 【内部評価：B】

- 多様化・高度化した人々の学習意欲・学習需要に応えるため、必要に応じ適切な学習機会を提供し、教育のみならず、社会教育、文化、スポーツ等、感染症で活動が制限される中、予防対策を講じながら、積極的に事業展開をした。

## 【外部評価】

- 新型コロナウイルス感染予防のため業務量が増加傾向にあるが、創意工夫しながら事業を展開していることは評価できる。
- 教育委員会各課と他課との十分な連携や協議が出来ており、教育行政に反映されている。

## 項目

III

豊かで安全・安心な環境づくり

## 【方針の概要】

(1) 子どもたちの登下校等の安全を目指します

○登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、児童生徒が安全・安心に通学できるよう次のことに取組みます。

- 1 危険箇所の調査・把握
- 2 通学路安全推進会議の開催
- 3 関係機関・団体との連携

(2) 教育条件の整備に努めます

○教育に係る経済的負担減を図り、経済的な理由により就学が困難な世帯の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、さまざまな支援制度の周知を利用を促進します。

- 1 学用品費や給食費など、経費の一部を援助する就学援助制度
- 2 学資の一部を貸与し、教育の機会均等に寄与することを目的とする奨学金制度

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) • 学校や由布市PTA連合会、市民から通学路の安全について指摘のあった箇所について現場確認を行い、マップを作成した。それをもとに安全点検のパトロールを実施。

• 国土交通省大分河川国道事務所・大分土木事務所・大分南警察署、由布市建設課・防災安全課・湯布院地域整備課・挾間地域整備課・教育総務課で構成された「由布市通学路安全推進会議」を3回開催し危険箇所情報の共有と対策方針を協議し、改善に取り組み結果をHP等で公表した。

(2) • 小学生219人・中学生131人 合計350人に就学支援を実施した。  
• 入学一時金3人・奨学金12人・条件付返還免除型奨学金8人の申請があり貸与した。

## 【今後の取組】

○令和2年7月豪雨での対応を踏まえ、今後災害が発生し通学路が変更となった児童生徒に対し、復旧工事が完了するまでの間、いかに危険を回避し通学するか児童生徒に周知する。

○通学路の危険箇所については、通学路の安全点検と、点検結果に基づく対策等を実施していくとともに、関係者へ情報提供し、共通認識をもちながらそれぞれの立場での対応を依頼する。

○新型コロナウイルス感染症等の影響で返済が困難となった奨学金貸与者には返済猶予の制度があることを周知していく。

**【内部評価：B】**

- (1) ・学校や由布市PTA連合会や市民から通学路の安全について指摘のあった箇所について現場確認を行い、マップを作成した。それをもとに安全点検のパトロールを実施し、子どもの登下校の安全に努めることができた。
- ・国土交通省大分河川国道事務所・大分土木事務所・大分南警察署、由布市建設課・防災安全課・湯布院地域整備課・挾間地域整備課・教育総務課で構成された「由布市通学路安全推進会議」を計画どおり3回開催し、危険箇所情報の共有と対策方針を協議し、過年度分・現年分の数か所を改善することができた。また、それらの結果を公表し、家庭や地域に情報発信をした。
- (2) 就学援助費の支給や奨学金の貸与を行い、保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することができた。

**【外部評価】**

- 「由布市通学路安全推進会議」を3回開催するなど、学校・地域や行政と連携しながら、登下校の安全管理体制の整備(マップの作成等)が継続されていることは評価できる。
- 条件付返還免除型奨学金制度の導入など奨学金制度の充実は評価できる。今後、コロナ禍での適切な返済計画の見直し等を含め協議してほしい。

## 項目

IV

## 安全で快適な学校施設・設備の充実

## 【方針の概要】

- 将来の財政状況を見通しつつ、安全性を最優先とした学校施設の改修・整備を計画的に行い、安全で快適な環境づくりを図ります。また、全国的にも課題となっている公共施設等の老朽化問題に対応するため、由布市においても、平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」が策定されました。このことを受け、学校施設についても「学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」をもとに、中長期的な学校施設の維持管理の方向性を明確にします。
- 空気検査、水質検査、浄化槽検査、消防設備点検、遊具安全点検、警備委託を実施するとともに、危険箇所の修繕・整備を行います。
- 新学習指導要領におけるICTを活用した学習活動を想定し、優先的に整備すべきICT機器等を設置し、限られた予算を効果的かつ効率的に活用する観点から検討・整備を行います。

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- 学校環境を安全に保つために、学校と設置者が協力して校舎内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険を除去するなど、改善措置を講じた。
  - ・ 梶間幼稚園屋根設置工事 627千円
  - ・ 由布川小学校フェンス設置工事 1,298千円
  - ・ 湯布院中学校体育館軒天補修工事 748千円
  - ・ 谷小学校敷地災害復旧工事 1,089千円 他
- GIGAスクール構想
  - ① 児童生徒1人1台端末の整備が完了した。
  - ② 1人1台端末の利用を前提とした校内通信ネットワーク環境の整備が完了した。

## 【今後の取組】

- 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図る。
- 個人情報保護や情報セキュリティなどの法的事項の整備のほか、ICTに精通した人材の配置や、現場で実際に活用する教員の研修の充実等について検討をしていく。
- 新型コロナウイルスの感染拡大による学校教育への影響を踏まえ、市立小・中学校のすべての児童・生徒に学習者用端末を1人1台配備し、教育活動での活用を開始している。今後は学校の情報端末等を適切に維持管理し、計画的に更新していく。

## 【内部評価：A】

- 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図った。
- 新学習指導要領に即した学びを実現していくためにはICTの活用が重要となることから、情報化教育の充実を図るため積極的に事業展開し、由布市は県内他自治体と比べ早くから、ICTを活用した授業を実施している。

## 【外部評価】

- 設備等について、学校と教育委員会が連携し、日常的な点検と改善が迅速になされている。
- GIGAスクール構想に従い早期に授業用パソコン等機械機器の整備、点検が計画的になされたことは評価できる。

## 項目

V

## 学校規模適正化の推進

## 【方針の概要】

## (1) 学校規模適正化計画の推進

- 令和2年度は由布市学校規模適正化推進計画の見直しの年となっています。教育委員会が関係部局と連携しながら、児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい教育環境の整備・充実に努め、それぞれの地域にあった特色ある学校づくりを提案するとともに、地域と学校が連携・協働することに努めます。
- 適正化対象校となった学校区の住民や保護者に対し、協議や説明会を開催し子ども達にとってよりよい教育環境の整備に努めます。

## (2) 遠距離通学・通園に関する環境の整備

- 適正化によって通学路が変更された場合は、通学の安全確保に努めます。また、対象となった児童・園児への支援として、スクールバス・スクールタクシーの運行を引き続き行うと共に、保護者との定期的な意見交換の場を設け適切な運行に努めます。
- 通学距離が標準を超える場合、公共交通機関の運賃の補助や自転車購入費用補助を行います。

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- 平成19年の答申から10年が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきたことから、令和2年7月2日に由布市立学校教育問題検討委員会を設置し、由布市立幼稚園・小学校及び中学校の規模及び適正化に関する諮問を行い、審議を重ねていだだき令和3年1月20日に答申を受けた。本委員会において、この答申の趣旨と内容を検討し、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を図ることを目的とし、令和3年2月に「由布市立幼稚園、小・中学校の適正規模及び配置の適正化基本方針」を策定した。
- 学校統廃合や幼稚園の休園に伴う遠距離通学（通園）の対象となる児童・園児への支援として、スクールバス・スクールタクシーの運行を引き続き行った。

## 【今後の取組】

- 方針に基づき、適正化対象校となった地域への丁寧な説明や長期的な展望にたち、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を図ることができるよう、進めていく必要がある。
- スクールバス・スクールタクシーに関し、安全運行基準に基づき、定期的に維持・管理を行い安全運行に努める。

## 【内部評価：B】

- 令和3年2月に「由布市立幼稚園、小・中学校の適正規模及び配置の適正化基本方針」を策定した。
- 学校統廃合や幼稚園の休園に伴う遠距離通学（通園）の対象となる児童・園児への支援として、スクールバス・スクールタクシーの運行を引き続き行うとともに、スクールバスの経路や走行時刻、停留所の場所等について適宜に対処した。

## 【外部評価】

- 「由布市立幼稚園、小・中学校の適正規模及び配置の適正化基本方針」を策定したことは評価できる。
- 引き続き、学校規模適正化については、保護者や校区民の意見や意思を尊重しながら、継続して意見交換会を実施する方向で進められたい。
- スクールバス、スクールタクシーの運行等、児童・園児への支援を今後もお願いしたい。

項目	I ①	生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 「由布学」の推進
----	--------	---

## 【方針の概要】

- (1) 幼小中高を連動させた学びを推進します
  - 幼稚園教育、小学校低学年の生活科、小学校～中学校の総合的な学習の時間  
由布高校の活性化事業の連動
  - 1.3年間で育てたい資質・能力系統表の活用
- (2) 地域素材を学びに活用します
  - 地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした学習
  - 地域協育コーディネーターの活用
- (3) 学習過程を工夫します
  - 課題探求型の授業の推進
  - 学習内容を報告、発信する場の設定
  - 地域課題の解決に向けて、子どもたちが提言を作成
- (4) 「由布の学びの検定」を推進します
  - 「由布の学びの検定」資料の活用
  - 「由布の学びの検定」受検の推奨

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 幼稚園から高等学校まで、1.3年間で育てたい資質・能力系統表に沿った取組が実践できている。学習指導要領に示された3つの資質・能力を意識した内容となりつつある。
- (2) 地域協育コーディネーターが学校運営協議会に参加し、学校と地域が一体となって、地域素材の掘り起こしに取り組んでいる。
- (3) 由布学の最終課題として、「由布市的人口減少への対応」を掲げ、市長・教育長のメッセージDVDを配布した。これにより、明確な課題設定ができた。
- (4) 由布の学び検定に団体受験を設定したことにより、受験者数を増やすことができた。  
(R2 211人)

## 【今後の取組】

- 新学習指導要領に沿った、3つの資質・能力の育成を図る必要。
- 「由布学」を由布市の人材育成教育の中核として位置づけ、「校種間連携」「情報発信力の育成」「英語教育の推進」の3つ柱を中心に取り組む。

## 【内部評価：A】

- 市内全ての学校で「由布学」のカリキュラムを位置付け、実践することができた。
- 由布市人材育成教育の方針を示し、1.3年間の学びの中で、今後の由布学の目指す方向性を共有することができた。

## 【外部評価】

- 新学習指導要領に沿って「由布学」のカリキュラムの位置づけ・実践が市内全ての園や学校でなされていることは評価できる。

項目

I

生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進

②

「知」確かな学力の向上

## 【方針の概要】

(1) 基礎・基本の徹底と学びの深化を実現します

① 「わかる」授業の推進

○学びを実感するための、めあてと振り返りが明確な授業実践

② 個に応じた指導の充実

○少人数指導や習熟度別指導の実践

○補充学習や家庭学習の充実

③ 組織的な授業改善の取組

○学力向上支援教員、習熟度別指導推進教員、指導法工夫改善教員や指導教諭等による授業改善に向けた公開授業や授業観察等の指導・支援

○国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策

④ 地域人材の活用

○教員経験者や専門家を活用した授業の実施

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

① 新学習指導要領で求められる3つの資質・能力の育成に向けて、新大分スタンダードで推奨されているめあてと振り返りが明確な授業を組織的に行うことができた。

② 加配教員の配置校を中心に少人数指導の実践や授業公開ができた。

③ 市独自の学力調査において、着実に成果が出ている。

④ 公民館に所属するコーディネーターとの連携のもと、多くの地域人材が、ゲストティーチャーとして授業に参加した。

## 【今後の取組】

○ 校内における組織的な研修に加え、市教研の教科部会を充実させる。

○ I C T の活用推進に向けて、職員研修を充実させる。

## 【内部評価：B】

○ 由布市教育研究協議会への移行に伴い、校内及び由布市全体での研修が、新学習指導要領に示された3つの資質・能力の育成という目標に一本化され、明確になった。各校での授業改善の取組も積極的に実施されている。

## 【外部評価】

○ 由布市教育研究協議会への移行が円滑に進み、校内及び市全体の研修が充実し、授業改善の取組も積極的に実施できていることは評価できる。

項目	I ③	生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 「徳」 豊かな心の育成
----	--------	--

## 【方針の概要】

- (1) 「特別の教科 道徳」の充実に努めます
- ① 「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実
    - 考え、議論する道徳の授業の実践
    - 一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実
  - ② 体験活動の推進
    - 職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進
- (2) 豊かな人権感覚の育成に努めます
- 偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業実践の推進
  - 「人権・同和教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消推進法」の趣旨にそった教育活動の充実
  - 「部落差別」解消に向けた授業実践の推進と教職員の人権意識調査の実施
- (3) 良好的なコミュニケーション力の育成に努めます
- 「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化
  - 児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実
  - Q-U調査の結果を生かした良好な人間関係を目指す学級づくりの推進
- (4) 読書活動の推進に努めます
- ① 読書習慣の確立
    - 朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加
    - 司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用
    - 「図書通帳」の活用
  - ② 学校図書室の充実と活用
    - 蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨
    - 司書や司書教諭等関係職員との連携（特に並行読書等）

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) (2) (3)

対話型の道徳の授業が進められている。部落差別解消教育においては、全ての学校で研修と授業実践が行われており、より一層の共通理解を図ることができた。その結果として、どのクラスの状況を見ても、落ち着いてコミュニケーションが図られている。

(4)

各校とも図書通帳の活用や「読書週間」や良い本の紹介等を行っている。また読み聞かせボランティアや市立図書館と連携を図りながら読書活動を推進した。

**【今後の取組】**

(1) (2) (3)

ネット上における人権差別や携帯電話等の生徒間のトラブル等、今日的な人権課題の解決に向け、研修を強化する。

(4)

教科学習等における図書館資料の更なる活用を図る。

**【内部評価：A】**

○市人権・部落差別解消教育研究会の事務局に指導主事が入り支援したことにより組織的な研修となってきた。教職員の意識も高まり、全ての学校で部落差別解消に向けた研修と授業が実践された。

○図書館司書の働きかけもあり、子どもの読書活動は積極的に展開されている。

**【外部評価】**

○対話型の道徳の授業が進められていることは評価できる。

○部落差別解消に向けた組織的な研修や授業が実践されたことは評価できる。

項目	I ④	生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 「体」健やかな体の育成
----	--------	--

## 【方針の概要】

- (1) 健康教育の推進を図ります
  - 児童生徒の生涯にわたる健康をめざす由布市スクールヘルスアッププロジェクトの推進
  - 健康診断の結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の充実
  - むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の拡大
- (2) 「食育」を推進します
  - ①「食育」に関する事業の展開
    - 各学校の「食育推進計画」の実践
    - 学校栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施
  - ②安全・安心な学校給食の推進
    - 学校給食における食中毒を防止するための衛生管理の徹底
- (3) 学校体育の充実を図ります
  - ①体育の授業の充実
    - 体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成
    - 指導者の研修や外部人材の活用
    - 小学校体育専科教員の活用（出前授業等による市全体の授業のレベルアップ）
  - ②体力向上プランの実践
    - 「一校一実践」の取組の推進・充実
    - ラジオ体操の指導
  - ③部活動に幅広い人材を活用
    - 部活動指導員の導入

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) フッ化物洗口事業を市内全小中学校で展開。一人平均のむし歯保有数が減少している。
  - (12歳平均むし歯保有数 H29 1.93本 → R2 1.06本)
- (2) 全ての学校で食育の授業ができた。
- (3) 市内3中学校とも部活動指導員が確保できた。（6名配置）

## 【今後の取組】

- (1) 家庭と連携したむし歯の治療の促進
- (3) 部活指導員の増員に加え、総合型スポーツクラブと連携した取り組みを始め、中学校の部活動の更なる充実を図る。

## 【内部評価：B】

- 部活動指導員を配置したことで部活動の指導者不足の問題や教職員の働き方の改善等多少はあるが解消でき、部活動の充実を図ることができた。
- 総合型スポーツクラブとの連携に向けて、アンケート調査を実施した。

## 【外部評価】

- 部活動指導員の配置など、部活動指導者不足の問題や教職員の働き方が少しずつではあるが、改善していることは評価できる。

## 項目

II  
①

個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の  
推進  
特別支援教育の充実

## 【方針の概要】

- (1) 特別支援教育についての研修の充実を図ります
  - 教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実
- (2) 特別支援教育についての連携を図ります
  - 関係機関との連携による、「個別の教育支援計画、個別の指導計画」の策定
  - 系統的・継続的な教育的支援の実施
- (3) 「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立します
  - 全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターの配置
  - 個別の事案を検討するケース会議の実施
- (4) 発達障がいによる困りを抱えている児童・生徒への対応に努めます
  - ①特別支援員の配置等人的環境整備
    - 一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施
  - ②教育相談の充実
    - 通級指導などの弾力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した、巡回教育相談や専門家相談の利用の推進
  - ③スクールソーシャルワーカー（SSW）や指導主事による対応の充実
    - 各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 由布市教育研究協議会に特別支援部会を設置し、研修を深めると共に、各校でも還流研修を行った。
- (2) 市役所関係各課、由布支援学校、療育機関、スクールカウンセラー等との連携が図れた。
- (3) 園や学校へ、支援のあり方をマニュアル化した冊子を配布し、組織的に支援ができるようにした。
- (4) 特別支援教育の相談員及びスクールソーシャルワーカーがこまめに家庭と連絡をとり支援を行った。

## 【今後の取組】

- (1) (2) (3) (4)
- 各園や学校、由布市教育研究協議会の部会における研修を深めるとともに、医療機関や福祉機関との連携の強化を図る。

## 【内部評価：A】

- 研修の充実や関係機関との連携した組織的な取り組みにより、着実に成果を挙げることができてきている。これらが各小学校、中学校の落ち着いた生活状況に繋がっている。

## 【外部評価】

- 各学校において、特別支援教育の相談員及びスクールソーシャルワーカーとの連携が組織的でできていることは評価できる。

## 項目

II  
②

個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の  
推進  
生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体  
制の充実

## 【方針の概要】

- (1) 学校内の教育相談体制を確立します
  - 教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制「チーム学校」による迅速な対応
  - 中学校3校、小学校4校に県のスクールカウンセラー（SC）配置
- (2) 市の教育相談体制の整備、充実を図ります
  - 「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士による学校支援の充実
  - 「由布市学校子ども支援センター」の適応指導教室「コスモス」の充実を図り不登校児童・生徒の学校復帰を支援
  - 「地域教育相談コーディネーター」による定期的な学校訪問、情報共有の推進

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 各学校に教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制が位置付けられ専門家を入れたケース会議の開催など、「チーム学校」としての対応ができる。
- (2) 由布市子ども支援センターのスクールソーシャルワーカー、就学相談員、支援センター「コスモス」による専門的な支援が、個別に行われている。

## 【今後の取組】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携によりあらゆる面から支援の充実を図ります。
- 臨床心理士の確保など、由布市こども支援センターの組織を充実させ、教育相談体制の更なる強化を図ります。

## 【内部評価：B】

- 由布市子ども支援センターとスクールカウンセラー、学校、保護者の連携が図られいじめや不登校児童生徒に対する支援、教育相談は充実してきている。
- 中学校における不登校の生徒数は減少していない。  
 R 2 不登校の出現率 小学校 0. 28%  
 中学校 4. 96%

## 【外部評価】

- 市の教育相談体制は組織的に運営され、いじめや不登校児童生徒に対する支援・教育相談は充実していることは評価できる。

項目	II ③	個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進 幼児教育の充実
----	---------	-----------------------------------

## 【方針の概要】

- (1) 幼稚園教育の充実を図ります
  - 自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実
  - 小1プロブレムの解消
    - ・アプローチカリキュラム（年長時）の実施と小学校との連携
- (2) 子育て支援を推進します
  - 就学前保育「保育所（園）・認定こども園・幼稚園」と小学校の連携の推進
  - 保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校の教員や保育士の合同研修や交流活動の推進
- (3) 子育て教育相談の充実を図ります
  - 園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談の充実
  - 預かり保育の拡充や幼稚園と保育所の施設を使った交流会の充実
- (4) 「由布市幼児教育振興プログラム」を具現化します
  - 教育方針と指標を明確にした幼稚園評価の実施
  - 園だより（回覧板）やホームページを活用した教育方針等の広報活動の充実
  - 特別支援教育の充実（関係機関との連携、教育相談、個別の支援計画・指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等）

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 小1プロブレムの発生はほぼなくなっている。  
(R2 あり1校)
- (2) 就学前教育の合同研修は、市内保育所の保育士、幼稚園、小学校の教員が参加し3回開催された。子どもたちの課題について保育士、教員の連続した視点をもち共通理解が出来た。
- (3) 保護者や市民を対象とした子育て講演会を開催し、特別支援教育への理解を呼びかけた。
- (4) 教育方針の広報活動や幼稚園評価の実施など「由布市幼児教育振興プログラム」の具現化が出来た。

## 【今後の取組】

- (4) 幼稚園の教職員によるプロジェクト会議を開催し、「幼児教育振興プログラム」の見直しを早急に進め、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携を図る。

## 【内部評価：C】

- 「幼稚園教育振興プログラム」の改訂が遅滞しており、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の幼児教育の在り方についての指針を早急に示す必要がある。

## 【外部評価】

- 幼児教育振興プログラムの具現化を進めていることは評価できる。今後、公立幼稚園のよさを活かした取組に期待したい。
- 保育園・こども園との共生共栄に向けた対応等は、今後検討して頂きたい。

項目	II ④	個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進 時代の要請に応じた教育の充実
----	---------	--

## 【方針の概要】

- (1) 情報教育を推進します
  - 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力の育成
  - 論理的に考える力を育むプログラミング教育の推進
  - 個人情報や著作権の保護など情報モラルの向上と情報セキュリティの維持・向上
- (2) 環境教育の充実を図ります
  - 「由布市学校エコ運動」の推進
  - 各教科等における環境教育の取組の推進
- (3) 国際理解教育の充実を図ります
  - 中・高合同教科部会を核とした、小学校外国語・中学校英語教育の充実
  - 市教研部会・A L T等による、小学校外国語教育への教材開発の支援
- (4) 防災教育・安全教育の充実を図ります
  - 非常時の際、学校の作成する危機管理マニュアルに沿って、子ども・教職員・保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できるようにする取組の推進
  - 子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等で情報提供ができる仕組みの構築
- (5) オリンピック・パラリンピック教育の充実を図ります
  - オリンピック競技・パラリンピック競技を契機として、スポーツの意義や価値、障がいに対する理解の促進
- (6) がん教育・薬物乱用防止教育等を推進します
  - 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成をめざし、体育・保健等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進
- (7) 主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育を推進します
  - 新しく、時代からの要請で特に求められている主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育（E S D）について、学習指導要領に基づく指導内容の徹底を図る
  - E S D=持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けた行動を起こす力を身につけるための教育

### 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 1人1台のタブレット端末を活用できるように、教職員研修を組織的に行うための準備ができた。
- (2) 各校ともに環境教育を教育課程に位置づけ、積極的に取り組めた。
- (3) 市教研の外国語部会を中心に、小学校、中学校共に充実している。
- (4) 緊急時の保護者への引き渡し訓練等、実際を想定した訓練が実施された。
- (5) コロナ禍の影響があり、十分な取り組みはできていない。
- (6) 体育・保健の授業の中で学習が深められた。
- (7) 持続可能な開発のための教育について、由布学の中に視点を盛り込み取り組んだ。

### 【今後の取組】

- 時代の要請に応じた様々な教育を、教育課程に位置付ける。
- 市教研の情報化部会と連携し、情報教育についての職員研修を充実させる。

### 【内部評価：B】

- 現状の目標は達成している。

### 【外部評価】

- 情報教育において、G I G Aスクール構想に則って、情報教育環境が充実できたことは評価できる。
- 市教研の情報化部会と連携し、情報教育についての教職員研修を、さらに充実して頂きたい。

項目	II ⑤	個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進 連携型中高一貫教育の推進
----	---------	--

## 【方針の概要】

- (1) 中高合同教科部会を軸とした学力の向上を図ります
  - 基礎基本事項の定着を目指した指導法の共有
  - 新学習指導要領に対応した問題解決型学習・課題探求型学習の中高を通した実践
  - 中高合同教科部会の充実
- (2) 連携型中高一貫教育を推進するリーダーを育成します
  - 特別活動の充実によるリーダーの育成
  - 由布市合同生徒会活動における交流活動
  - 由布市合同生徒会主催の中高合同ボランティア活動の支援
- (3) 由布学を通した幼・小・中・高の連携を推進します
  - 幼小中学校を通した取り組みと由布高校の由布高魅力化事業の連動
  - 中高全員で取り組むキャリア読書など入れたキャリア教育との融合

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) (2) (3)
- 学力向上班、リーダー育成班、由布学班それぞれの計画は、コロナ禍ではあったが、3中学校と由布高校が可能な範囲で連携して取り組んだ。
- 由布高校への進学希望者増員の取組では、R2年度から、由布高校振興大会を中学校2年生を対象とし、挾間会場、庄内会場の2会場に分けて実施するなど、新たな企画にも取り組んだ。

## 【今後の取組】

- 由布市人材育成教育として、「校種間連携」「情報発信力の育成」「英語教育の充実」の3つの柱立てで取組を進める。
- 大分県教育委員会の外部人材活用事業と連携した取組を進める。

## 【内部評価：B】

- 結果として由布高校進学者数は61人と、目標の数値は達成できなかったが、由布高校振興大会を新たな形で展開するなど、由布高校への進学を希望する生徒の増員に向けて、中学校、由布高校と連携した取組を行うことができた。

## 【外部評価】

- 「由布学」を通した幼・小・中・高の連携ができていることは評価できる。
- 県教委の外部人材活用事業と連携した取組が計画的に進められている。

項目

③  
①信頼と協働による学校づくりの推進  
開かれた学校づくりを推進

## 【方針の概要】

- (1) 学校公開の日を設定します
- (2) 学校の情報公開に積極的に取り組みます
  - 学校ホームページや学校便り等で、活動状況や学習定着状況の成果等の公開

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) コロナ禍で、学校公開の日の設定が難しかった学校が多かった。
- (2) 学校ホームページ等を利用し、情報公開が進んできた。

## 【今後の取組】

- (1) 地域の人への働きかけの工夫を図る。  
(コミュニティ・スクールとの連携)
- (2) ホームページ作成ガイドラインの見直し  
緊急時の情報発信ツールとしての「ゆふポ」の活用

## 【内部評価：B】

- コロナ禍で、保護者や地域住民との十分な交流や連携は難しかった。
- ホームページのガイドラインの作成や「ゆふポ」による情報発信の準備は進めることができた。

## 【外部評価】

- コロナ禍で、保護者や地域住民との十分な交流や連携は難しかったが、ホームページ等による情報発信は進めることができている。

項目	Ⅲ ②	信頼と協働による学校づくりの推進 信頼される学校づくりの推進
<b>【方針の概要】</b>		
(1) 特色ある学校づくりを推進します		
①校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成 ○前年度の取り組みの検証結果に基づいて新たに設定した具体的な教育目標と具体的取組等を公表、学校・家庭・地域と連携した学校教育の推進		
②組織としての学校運営 ○全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）		
(2) 学校評価を推進します ○教育活動の改善に生かす、学校評価の実施と公表の推進		
(3) 教員の意識改革と資質能力の向上を図ります ①研修（県及び市主催）の充実 ○県等が主催する各種研修会への積極的な参加 ○由布市教育研究協議会と連携し、教育課題の分析や研修計画の作成		
②校内研究の充実 ○学校の教育課題を明確にし、組織的・計画的かつ日常的な授業改善への取組強化（研究テーマや研究仮説の設定と検証、互見授業の実施、指導主事の指導・助言）		
(4) 学校と家庭・地域の協働による教育を推進します ①地域での子どもの教育の推進 ○「由布市地域協育推進事業」の充実・推進による教育課題の解決促進		
②コミュニティ・スクールによる、学校・家庭・地域の「協働」による教育の一層の推進 ○市内全小・中学校のコミュニティ・スクール実施による家庭・地域との協働の拡大・促進		
○家庭、地域と学校の協働による、子どもの教育課題解決に向けた取組の推進（運動不足解消・ゲーム依存への対応・家庭学習の充実等）		
<b>【方針達成状況（実績及び成果）】</b>		
(1) 学校教育目標の達成に向けて、分掌会議や運営委員会を活用した組織的な学校運営ができている。		
(2) 年間計画に沿って、内部評価と外部評価が適切に行われている。		
(3) 校内研究と由布市教育研究協議会の研修とが連動した取組となっており、教員の意識の共有が進んだ。		
(4) 由布学の推進にコミュニティ・スクールの取組を連携させることができた。		
<b>【今後の取組】</b>		
(4) 学校運営協議会やPTAと学校教育目標の共有を図り、それぞれが主体的に取り組むべき内容を協議していくような、コミュニティースクール本来の機能を果たすことができるよう、先進好事例を交流するなど研修を強化していく。		
<b>【内部評価：B】</b>		
○各校にコミュニティースクールが設置され、地域と連携した教育活動の推進が図られている。		
<b>【外部評価】</b>		
○市内全小中学校に学校運営協議会が設置され、地域と連携した教育活動の推進が図られていることは評価できる。		
○学校教育目標達成に向け、学校運営協議会のあり方について、主体的に取り組むべき内容を協議できるよう進めて頂きたい。		

## 項目

I

## 学びのための支援・体制づくり

## 【方針の概要】

## (1) 第4次由布市社会教育振興計画の策定

- アンケートで把握した由布市の社会教育課題の解決に計画的に取り組むために社会教育委員会の中で第4次由布市社会教育振興計画の策定を行います。

## (2) 学びのための施設整備

- 湯布院地域複合施設（新湯布院公民館）については、誰もが学びの施設として利用できるように整備を行います。
- 社会教育施設の運営にあたっては、市民、利用者の意見等要望の把握に努め、利用しやすい運営を目指します。
- 地区公民館の今後の管理運営の形態等について多方面から検討を行います。
- 利用状況の調査や要望の把握を行い、知りたい・学びたいに応えられる図書館運営を目指します。

## (3) 自治公民館活動の推進

- 由布市自治公民館連絡協議会を中心に各種研修を効果的に実施することで、自治公民館活動の活性化を図ります。
- モデル自治公民館を選定し、協議・企画・事業実施を支援することで地域課題の解決を目指します。
- 自治公民館活動等の支援を継続して行います。

## (4) まなびの情報誌の活用

- 学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進します。また、社会教育活動を行う団体の情報発信に努めます。

## (5) 社会教育関連団体・社会教育支援団体活動支援

- 団体が自主的・自発的な活動を展開していくように、幅広い学習機会の提供と社会教育施設を利用しやすい体制（利用料の減免）を整えます。

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 第4次由布市社会教育振興計画の策定  
○社会教育委員会（計画策定委員会）での審議に加え、パブリックコメントで広く意見募集を行い、令和3年度から7年度までの5ヶ年計画を策定した。
- (2) 学びのための施設設備  
○地域振興課等と連携して、湯布院地域複合施設（新湯布院公民館）に令和3年2月に移転し翌3月から利用を開始することができた。また、事前に公民館の利用団体に対して内覧会を実施した。  
○地区公民館の運営については、各種事業の企画実施について公民館運営審議会において調査・審議を行った。  
○知りたい学びたいに応えられる図書館を目指して、蔵書のリクエスト受付やレンタル・サービスの充実に努めた。また、コロナ対策として休館中に予約貸出を実施し、各館に図書除菌機を設置した。
- (3) 自治公民館活動の推進  
○モデル自治公民館として、渕6区と海老毛を認定。3年目の渕6区では、これまでの間行ってきたシニアエクササイズ、グラウンドゴルフの効果をみるため体力年齢測定を実施し、初年度との比較を行った。2年目の海老毛では、地域の人たちが交流できるような、軽スポーツイベントの実施支援を行った。  
他地域へはモデル自治公民館の活動状況・事業の周知を行った。  
○自治公民館への活動補助や整備補助等による支援を行った。
- (4) まなびの情報誌の活用  
○学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進した。
- (5) 社会教育関連団体・社会教育支援団体の活動支援  
○PTAや女性団体・青少年健全育成市民会議等の関連団体に対し活動補助を行うとともに、関連団体・支援団体に対して幅広い学習機会の提供等を行った。

## 【今後の取組】

- (2) 由布市公共施設個別計画に基づいた計画的かつ継続的な施設整備  
(3)～(5)  
○社会教育関連団体・支援団体へ継続的な支援を行うとともに、まなびの情報誌やHP等を活用して、主催教室や関連団体・支援団体が行う学習活動の情報発信を行う。  
○地域での学習や活動の拠点となる自治公民館事業について、継続的な支援や情報発信を行う。

## 【内部評価：B】

- 社会教育振興計画を策定し、今後の方向性を関係者で共有することができた。  
○社会教育施設においては、消毒などの対策をとるとともに、図書館においては、図書除菌機を導入するなど、コロナ禍でも安心して利用できるように努めた。  
○認定したモデル自治公民館2館において、地域課題を共有し、目標に向けた取組みの支援を行うことができた。

## 【外部評価】

- 社会教育振興計画を策定し今後の方向性を定めて、学びのための施設整備が図られている。  
○図書館については、新型コロナウイルスの対応策として図書除菌機を導入する等、施設での感染対策は、万全に出来ている。  
○「まなびの情報誌」の発行により、市民の学習参加へのPRが出来ていることは評価できる。  
○モデル自治公民館活動の推進及び各自治公民館の支援の継続を望みます。

## 項目

## II

## 学びと活動の充実

## 【方針の概要】

## (1) 様々な要望に応じた講座等の実施

- 公民館講座後のアンケートなどで学習意識を調査し、調査結果を受けての講座の実施を継続します。

## (2) 体験を通じて学ぶ機会の提供

- 小中学生を対象とした様々な体験学習プログラムを実施し人間関係を築く力、自ら問題の発見・解決に取り組む力などを養うことにより、生活に生かせる知識や経験の習得を目指します。

## (3) 地域協育の推進

- 地域学校協働活動などに幅広く地域人材を派遣することで、地域・学校・家庭がつながりあえる体制を強化します。

- ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）を実施し、子どもの居場所づくりや地域と子どもが触れ合える機会の提供を促進します。

- 家庭教育講座等による子育て中の保護者同士のつながり・居場所づくりに努めます。

## (4) 地域リーダーの育成

- まちづくり・地域活性の核となる人材の発掘と活用に努めます。

- 各地域における青少年リーダーの組織化と活動を支援します。

- 次世代で活躍する人材を育てるために、青少年リーダーの育成促進と広報・啓発活動に取り組みます。

## (5) 人権教育の推進

- 市民それぞれが部落差別をはじめとする様々な差別を身近な問題ととらえていくために、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に沿った人権教育と啓発に取り組みます。

- 公民館等の社会教育施設での「人権講座」等を計画的に開催し、差別についての認識を深めるための学びの場の拡充に努めます。

- 地域社会において差別を許さないという気運を醸成していくために、各団体等に差別についての認識を深めるための学習機会を提供し、地域のリーダーの資質及び指導力の向上に努めます。

- 地域の学校における部落差別問題学習の公開授業などを地域住民の学びの場として積極的に活用し、学校教育と連携した学びの推進に努めます。

- 「人権を大切にする市民会議」と連携し、差別の解消に向けた取組に努めます。

## (6) 子どもの読書活動の推進

- 第1次計画の評価・検証をふまえて、第2次由布市子ども読書活動推進計画を策定します。

- 小学校入学時に図書通帳を贈呈し、読書に親しむためのきっかけを作ります。

- 子ども司書を養成し、活動や活躍をする場を提供することで、読書への関心を高めるよう努めます。

- 学校図書室をはじめ読書活動関係者との情報共有を密にし、連携を促進します。

- ボランティアグループによる読み聞かせ活動を推進します。

- 読書活動推進のための広報活動や図書通帳発行などによる読書環境の整備を図ります。

### 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 受講者のニーズに合わせた公民館講座の開催に努めた。また、庄内地域では、新たに家庭教育サロンを立ち上げ、実施することができた。
- (2) 社会教育課で提供する事業メニューにおいて、子どもたちに自然・文化・スポーツ・料理・工作・視聴覚などの体験活動の機会を提供することができた。
- (3) 中学校区ネットワークの連携により、学びと体験を提供するゆふの寺子屋（放課後子ども教室・未来創生塾）を実施した。また、学校における地域学校協働活動において、学校からの要望にあう地域人材を調整し、派遣した。
- (4) 各地域の青少年リーダーを対象とした交流研修会を実施し、活動の幅や視野を広げるための取組ができた。
- (5) 企業・高齢者学級・中学校などと連携して幅広い世代に対し、効果的に人権学習を実施した。
- (6) 子ども読書活動推進会議での審議に加え、パブリックコメントで広く意見募集を行い、第2次計画を策定した。また、読書習慣の形成や発達段階に応じた取組を行うことができた。

### 【今後の取組】

- (1)～(4) 研修や講座を通して活動の参加者を増やすとともに、地域リーダーの育成のために青少年リーダーや子ども司書などの人材育成促進に努める。
- (5) 自治区や社会教育関連団体・企業単位で行う人権研修の推進
- (6) 子どもたちの発達段階に応じた読書意欲喚起の取組

### 【内部評価：B】

- コロナ対策を講じながら、講座の開催方法や時期を検討し、対象者に合わせた学習内容の講座を実施することができた。
- 企業やPTAと連携し、職員や保護者向けの人権学習会を開催することができた。
- 家庭・地域・学校での読み聞かせ活動の推進のため、新たに「おすすめ絵本リスト」の配布やえほんリサイクルに取り組むことができた。

### 【外部評価】

- 社会教育課が主催した公民館講座は、受講者のニーズに合わせると共に、コロナ対策を考慮した学習内容が出来ていることは評価できる。
- 地域人材（ボランティア）の固定化、高齢化の課題解決のため、今後につながる参加拡大に向けた工夫を期待する。

## 項目

## III

## 文化の薫るふるさとづくり

## 【方針の概要】

## (1) 文化財・伝統文化の保存と継承

- 文化財調査委員会と連携し、文化財の選定・指定・登録に努めます。
- 文化財調査委員会及び文化財パトロールを定期的に実施します。
- 指定文化財の案内板、説明板等の点検・整備を行います。
- 由布市内の歴史民俗文化の理解を深めるために、「由布市歴史民俗資料館」の資料を整理します。
- 由布市文化財保存活用計画策定に向けた調査研究を行います。
- 由布市に存在する埋蔵文化財の周知・情報整理を行うとともに、公共事業をはじめとする開発事業において、埋蔵文化財の有無を確認し、その保全に努めます。
- 市報に「木綿の山通信」を掲載し、文化財・伝統文化の紹介を行います。

## (2) 学習機会の提供

- 子どもたちが地域の歴史・文化を楽しく学べる場をつくります。また、子どもたちが学習してつけた力を試せる場として「由布の学び検定」を実施します。
- 文化財を愛護し、保護に関して支援を行う人材を育成するため、文化財を活用した学校等への学習機会の提供を行います。
- より多くの子どもたちにふるさとの歴史や文化に実際に触れる機会を提供するために「ふるさと文化探検部」を実施します。

## (3) 芸術・文化活動への支援

- 市内に所在する芸術・文化団体の活動を支援し、活動機会等の情報提供に努めます。

### 【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○文化財調査委員会と連携し、新たに市指定文化財3件を追加した。
  - 歴史民俗資料館の展示資料整理を行い、活用に向けた資料の把握ができた。
- (2) ○由布の学び検定（小中学生版・高校生版）を実施することで、地域の歴史や文化を学ぶ機会となった。また、学校・学年単位での受験の推進を行った。
  - 環境課と連携した出前授業を学校で実施し、学習機会の提供に繋がった。
  - 子どもたちがふるさとの歴史や文化に実際にふれる学習機会として、例年「ふるさと探検部」を実施していたが、感染症対策として集まることはせず代わりに文化財、各社会教育施設を活用し、「クイズ・スタンプラリー」を開催した。
- (3) ○各種文化団体を支援することで、コロナ禍においても市内の文化活動を推進することができた。

### 【今後の取組】

- (1) ○歴史民俗資料館内資料の適切な保存等を通じ積極的な活用に取り組む
  - 歴史民俗資料館の場所等、運用方法の検討に取り組む
  - 文化財調査委員と連携し、文化財の保存、活用に努める
- (2) 由布市について愛着をもち、郷土愛の育成や未来を担う人材の育成を図るため各課と連携して、学習機会の提供を行う。
- (3) 国民文化祭、ラグビーワールドカップ等の成果を生かして、各地域の特色ある郷土の文化を発信していく。

### 【内部評価：A】

- (1) ○新たに3件を市の文化財として指定した。
  - 国庫補助「大杵社の大スギ再生事業」を行い、国指定文化財「大杵社の大スギ」を長期に渡って生育保護が図れる状態にした。
- (2) ○「由布の学びの検定」については、各学校と連携し、学校単位の受験を推進することで、大幅な受験者増につながった。
  - 「ふるさと探検部」の代わりに「クイズ・スタンプラリー」を実施することで、由布市内の文化財、社会教育施設を訪れる機会を創出し、楽しみながら地域の歴史、文化、市内の特色を学ぶ機会の提供をおこなった。

### 【外部評価】

- 「ゆふの学びの検定」については、各学校との連携により大幅な受験者増につながったことは評価出来る。
- 歴史民俗資料館については、老朽化していることと、地理的条件を鑑み、立ち寄りやすい場所へ移転し、常設展示等の見直しを早急に行うことを見込みます。

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造 をめざして
------	---	------------------------------

項目	I スポーツ関連施設の整備・充実
<b>【方針の概要】</b>	
○スポーツ関連施設の管理運営方法の検討や施設の改修整備をすすめ、安全にスポーツに親しむことができる環境整備を行います。	
○広域圏連携によるスポーツ施設の相互利用を促進し、利用率の向上とスポーツ活動の支援、サービスの充実を図ります。	
<b>【方針達成状況（実績及び成果）】</b>	
○工事の実績は以下の2件です。 ・由布院小学校ナイター照明修繕工事 ・庄内硬式野球場ナイター照明取替工事	
○広域圏連携による『おおいた公共施設案内・予約システム』の導入により施設予約の利便性が向上し、システム利用による予約率は、導入した令和元年度は予約全体の9.5%であったが、令和2年度は21.7%と利用率が向上した。	
<b>【今後の取組】</b>	
○社会体育施設の維持管理については、由布市公共施設等総合管理計画に基づいて改修工事等を行うこととなっている。利用者のニーズに即した施設整備を行い、施設の長寿命化を図る。	
<b>【内部評価：B】</b>	
○ナイター照明施設の修繕・改修工事が完了し、利用者が安全・安心に利用出来るようになった。	
<b>【外部評価】</b>	
○広域圏連携予約システムの導入により利用率が向上し、利用者の利便性が向上したことは評価できる。	
○多くの社会体育施設が老朽化していることから、利用者のニーズに即した施設整備が公共施設個別計画により順次適切に行われ、ナイター照明施設の改修がされたことは評価できる。	

## 項目

## II 団体及び指導者の育成

## 【方針の概要】

- 地域住民がいつでも気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるようスポーツの機会と環境を提供する担い手として「総合型地域スポーツクラブ」への支援を継続するとともに連携を推進します。
- スポーツ活動を通して青少年の心身の健全な育成を目的としているスポーツ少年団の団体間の交流イベントを開催し親睦を深めるとともに講習会を開催し、指導者・保護者へ幼少期に望ましいスポーツ・レクリエーション活動のあり方や健康管理の重要性について啓発を図ります。
- ニュースポーツの紹介、普及、実技指導や事業の企画、立案を行うスポーツ推進委員の資質向上を図るために、各種研修会等への積極的参加を促進し、市民スポーツ活動の牽引役となるよう育成に努めます。

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- コロナ禍ではあったが、感染防止のガイドラインに基づきスポーツ推進委員の研修会やスポーツ少年団の交流大会を開催することが出来た。

## 【今後の取組】

- スポーツ少年団や3地域の総合型スポーツクラブと連携し、各種のスポーツ・レクリエーション活動を支援する。

## 【内部評価：B】

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、参加を予定していた全国レベルの指導者研修会は開催されなかったが、スポーツ推進委員研修会やスポーツ少年団交流大会等は、感染防止対策ガイドラインを遵守して開催することが出来た。

## 【外部評価】

- スポーツ指導や団体等の運営は、関係者が高齢化しており、これまでの方法では、組織の維持や、指導者の育成は厳しくなることが予想される。組織の運営や指導者育成の研修会等、行政の一層の指導と支援を図っていただきたい。
- 生涯スポーツ活動の担い手でもある総合型スポーツクラブが果たす役割は益々重要です。今後も継続的な支援を図っていただきたい。

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造 をめざして
------	---	------------------------------

項目	III スポーツ・レクリエーション活動の推進
----	------------------------

【方針の概要】

- 生涯スポーツ社会実現のため、ライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境の整備をすすめ、幼児期から高齢期にかけて個人の年齢、体力、好みに合った運動を継続して楽しめ、生涯に渡って健康で充実した生活が送れるよう体力向上と心身の健康、生きがい、仲間づくりなど豊かな生活が享受できる活動を推進します。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック開催を通じて、市民が聖火ランナーとして参加することや市出身選手の出場する種目の応援観戦活動などに取り組み、スポーツ・レクリエーション活動への理解と参加に向けた機運の醸成を図ります。
- 「健康立市」のスローガンのもと、体を動かす楽しさを実感し、日常的に運動習慣を身に付け「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「介護予防」に向けたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 総合型スポーツクラブ3団体に計582名の市民が加入している。それぞれの団体で計画していたスポーツ・レクリエーション活動の多くは、新型コロナウイルス感染症対策の為に中止となった。
- コロナ禍の中ではあったが、感染対策ガイドラインを遵守して小学生を対象としたBG塾や、総合型地域スポーツクラブが主催する水泳教室をB&G海洋センタープールを使用して実施することが出来た。

【今後の取組】

- 自治区を通じて情報の周知や、市のホームページ・市報等でスポーツイベントへの参加を呼びかける。

【内部評価：B】

- 新型コロナウイルス感染症対策の為、東京2020オリンピックの延期により聖火リレーは開催されなかったが、小学生を対象とするBG塾や水泳教室は感染対策のガイドラインを遵守して予定通り開催することが出来た。

【外部評価】

- コロナ禍の中、感染症対策ガイドラインを遵守しながらBG塾や水泳教室を実施できたことは評価できる。
- 新型コロナウイルス対策に対応しながら健康寿命の延伸に向け、スポーツ・レクリエーション活動が活発に行われることを期待します。

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造 をめざして
------	---	------------------------------

項目	IV 合宿の誘致
----	----------

【方針の概要】

- 宿泊施設を有するスポーツセンターで毎年利用している団体等へ継続的な誘致を行い、合宿を通じて他団体との交流の場を提供することにより新規利用団体の開拓を図ります。隣接する「ゆふの丘プラザ」の宿泊施設と連携を図り、文化的活動等、幅広い合宿誘致を行います。
- 国際大会代表選手やチームの合宿、事前キャンプ地としての誘致を推進します。
- 新たな競技団体の大会会場になりえるようスポーツセンターの施設運営を行い、合宿地としての利用を促進します。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 令和元年度から新たにアーチェリー競技の大会（合宿）を誘致し、スポーツセンターの宿泊利用者数は前年度を上回る予定（予約）だったが、新型コロナウイルスの発生で各種大会が中止となり、予定したような成果が得られなかった。

【今後の取組】

- これまで広域圏で取り組んできた、自転車競技団体の合宿誘致を引き続き行なう。
- 柔道や剣道競技の錬成大会、陸上、ラグビー、サッカー競技の強化合宿の継続とともに、新規に開催されるようになったアーチェリー競技の継続した使用を誘致する。

【内部評価：B】

- 広域圏で合宿誘致に取り組んでいる自転車競技団体の合宿は実施されたが、合宿期間中に計画していた市内の小学生との体験交流会は、新型コロナウイルス感染症対策のため実施することが出来なかった。

【外部評価】

- ゆふの丘プラザの、諸般の情勢による閉鎖は苦渋の選択ではあるが、屋内競技場等を活用し県内外の小、中、高校生、学生、一般団体等に合宿誘致を図り、「スポーツセンター」と「ゆふの丘プラザ」が時代のニーズに合った宿泊施設として利用が拡大するよう、取り組みを望みます。

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造 をめざして
------	---	------------------------------

項目	V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進
<b>【方針の概要】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツに親しみ、スポーツをはじめるきっかけづくり、日頃の練習の成果を発表する場、参加者相互の交流の場として、多くの市民が参加できるスポーツ大会・スポーツ交流活動を推進します。</li> <li>○各地域で育まれた各種スポーツ大会が継続して実施できるよう支援を行います。</li> <li>○市スポーツ・レクリエーション大会に幅広く多くの方が参加できるよう開催時期、新たな種目の導入を検討し内容の充実に努めます。</li> <li>○健康づくりを目的とし、全国から参加のある「ゆふいんSPA健康マラソン大会」は、運営の工夫を図るとともに、幅広い世代の多くの方が参加できる魅力ある大会を目指します。</li> </ul>	
<b>【方針達成状況（実績及び成果）】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対策により、『第30回ゆふいんSPA健康マラソン大会』の開催を次年度に延期（中止）した。</li> </ul>	
<b>【今後の取組】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまで同様、『ゆふいんSPA健康マラソン大会』を市民の健康づくりと親睦に繋がるスポーツ大会と位置付け今後も支援していく。</li> <li>○少子化等により参加人数が減少している小学生対象のスポーツ・レクリエーション大会の継続に向け、新しい種目の導入等を検討し参加者の拡大を目指す。</li> </ul>	
<b>【内部評価：C】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ゆふいんSPA健康マラソン大会」は、令和元年度の大会から会場をスポーツセンターに移し、メイン種目をリレーマラソンに変更した。令和2年度は大会を開催することが出来なかつたが、大会事務局として令和3年度の第30回大会が充実したものとなるよう、関係団体や前回参加者等からの意見をもとに、大会実行委員会と協議を行つた。</li> </ul>	
<b>【外部評価】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各スポーツ大会は、コロナ禍の中で、開催について難しい選択を迫られその多くが延期（中止）となつたが、適切な判断であったと評価したい。 その中で、「ゆふいんSPA健康マラソン大会」が関係団体や前回参加者等の意見をもとに第30回に記念大会として、令和3年度に延期し実施する方向で大会実行委員会で協議できたことは意義深い。</li> </ul>	

## 項目

## VI 競技スポーツの推進

## 【方針の概要】

- 国内大会をはじめ、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会で活躍できる選手の発掘、育成強化に向けて、体育協会、学校等、関連団体と連携を図り、競技力向上、トップアスリートの育成支援を行います。
- 市民体育大会、県民体育大会への出場に向けた選手の確保や競技力向上を促進するため、競技者への支援、広報活動に積極的に取り組みます。
- 国際大会、全国競技大会等に出場する由布市出身選手の応援、支援制度を拡充します。
- トップアスリートやトップ指導者を招いた研修会・交流会等を開催し、より身近に体験、体感する機会を設けて選手、指導者の育成を図ります。

## 【方針達成状況（実績及び成果）】

- 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、市民体育大会をはじめ、県民体育大会、県内一周駅伝大会等のスポーツ大会が中止となった。
- 各種大会出場補助金交付要綱に基づき、全国競技大会等へ出場した選手（4名）に補助金等を交付した。

## 【今後の取組】

- スポーツ協会に属する競技部の各級スポーツ大会での活躍に向け、練習環境の提供等引き続き支援を行う。

## 【内部評価：B】

- 県民体育大会等、多くのスポーツ大会が新型コロナウイルス感染症対策の影響で中止となつたが、各競技部に対しては次年度に向けた練習の場として、例年にならい体育施設の無料貸し出しを行つた。全国競技大会等に出場した選手に対しては、補助金や激励金を交付したことで活動を支援することが出来た。

## 【外部評価】

- 多くの大会が中止（延期）となつたが、今後も市民体育大会・県民体育大会等への出場選手の支援体制（練習環境の整備、提供）の継続を望みます。
- トップアスリートの由布市出身選手を様々な形で支援、応援していることは評価できる。

# 教育委員会の活動

## 教育委員会制度

### (1) 制度の概要

教育に関しては、政治的中立と継続性・安定性の確保が強く要請されるため、地方公共団体から独立した執行機関として「教育委員会」が設置され、それぞれに属する権限の範囲内で相互に対等かつ独立に事務を執行します。

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当し、その具体的な方針や施策は、教育委員の合議により決定します。

### (2) 教育委員会の構成

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化し、新たな職として教育長を置くこととなりました。

由布市では教育長が在任期間中であったことから、同法附則第2条の経過措置により、教育委員会の組織体制は、引き続き5名の教育委員で構成されていましたが、平成30年11月19日に新教育長が就任し、教育委員会の構成は、教育長と4名の教育委員になりました。

### (3) 教育委員会の会議

由布市教育委員会会議規則の規定に基づいて開催（原則として毎月1回）し、70議案を審議、可決・承認しました。

#### 〈定例会12回・臨時会3回〉

開催日	案 件	
R2.4.27 定例会	教議第19号	由布市立学校管理規則の一部改正について
	教議第20号	由布市立小中学校・学校支援センター文書管理規程の一部改正について
	教議第21号	由布市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について
	教議第22号	由布市立学校教育問題検討委員会設置要綱の一部改正について
	教議第23号	区域外就学の許可について
	教議第24号	文化財の指定について
R2.5.22 定例会	協議事項	令和2年度教育委員会補正予算案（6月議会）について
	教議第25号	修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の制定について

開催日	案 件	
	教議第 26 号	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る由布市立学校職員在宅勤務制度実施要領の制定について
R2.6.23 定例会	協議事項	特認校（園）制度による入学（園）許可について
	協議事項	令和2年度大分県教育委員会連合会総会議案について
R2.7.7 臨時会	教議第 27 号	区域外就学の許可について
	協議事項	令和2年教育委員会事務点検・評価（令和元年度執行分） 内部評価
R2.7.28 定例会	教議第 28 号	区域外就学の許可について
	教議第 29 号	令和2年度使用小学校教科用図書の採択について
	教議第 30 号	就学支援の認定について
	協議事項	令和2年度教育委員会補正予算案（8・9月議会）について
R2.8.25 定例会	教議第 31 号	就学支援の認定について
	教議第 32 号	由布市自治公民館災害復旧費補助金交付規則の制定について
	協議事項	令和2年教育委員会事務点検・評価（令和元年度執行分） 外部評価
R2.9.25 定例会	教議第 33 号	由布市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の全部改正について
	教議第 34 号	区域外就学の許可について
	教議第 35 号	就学支援の認定について
R2.10.26 定例会	教議第 36 号	区域外就学の許可について
	教議第 37 号	由布市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規程の一部改正について
	教議第 38 号	由布市公民館条例の一部改正について
	教議第 39 号	由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	教議第 40 号	由布市視聴覚ライブラリーライブ配信システムの廃止について
	教議第 41 号	由布市公民館条例施行規則の一部改正について
	教議第 42 号	由布市自治公民館活性化モデル事業補助金交付要綱の制定について
	教議第 43 号	由布市自治公民館活動交付金交付要綱の制定について
	協議事項	令和2年度市町村教育委員会オンライン協議会実施について
	協議事項	「教育県大分」創造に向けた地域別意見交換会について
	協議事項	令和2年度教育委員会補正予算案（12月議会）について
R2.11.24 定例会	協議事項	公立学校情報機器整備費補助金の交付申請にかかるG I G Aスクール構想の実現に向けた計画について
R2.12.21 定例会	教議第 44 号	区域外就学の許可について
	教議第 45 号	特認校（園）制度による入学（園）許可について
	教議第 46 号	由布市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規程の一部改正について

開催日	案 件
	教議第 47 号 「由布市教育振興基本計画」検討委員会設置要綱の一部改正について 教議第 48 号 由布市学校臨時休業対策事業費補助金交付要綱の制定について 協議事項 令和 3 年度由布市教育方針（案） 協議事項 令和 3 年度教育委員会当初予算要求概要説明について 協議事項 区域外就学の許可基準について
R3.1.27 定例会	教議第 1 号 区域外就学の許可について 協議事項 令和 3 年度由布市教育方針（修正案） 協議事項 令和 3 年度教育委員会補正予算案（3月議会）について 協議事項 働き方改革について（変形労働時間制・部活動等）
R3.2.2 臨時会	協議事項 由布市立幼稚園、小・中学校の規模及び配置の適正化基本方針について
R3.2.22 定例会	教議第 2 号 区域外就学の許可について 教議第 3 号 由布市公民館条例施行規則の一部改正について 教議第 4 号 由布市交流体験施設条例施行規則の一部改正について
R3.3.2 臨時会	教議第 5 号 令和 2 年度末教職員人事異動に関することについて 教議第 6 号 区域外就学（園）の許可について 教議第 7 号 由布市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について
R3.3.23 定例会	教議第 8 号 総合的な学習補助金要綱の制定について 教議第 9 号 由布市教育研究会指定研究発表事業補助金要綱の制定について 教議第 10 号 部活動各種大会出場補助金要綱の制定について 教議第 11 号 部活動強化用品等購入補助金要綱の制定について 教議第 12 号 由布市教育研究活動補助金要綱の制定について 教議第 13 号 由布市修学旅行等引率補助金要綱の制定について 教議第 14 号 由布高等学校振興協議会補助金要綱の制定について 教議第 15 号 由布市中学校生徒英語検定料補助金交付要綱の一部改正について 教議第 16 号 由布高等学校生徒資格取得補助金交付要綱の制定について 教議第 17 号 学校運営協議会設置校の再指定について 教議第 18 号 学校運営協議会委員の任命について 教議第 19 号 由布市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部改正について 教議第 20 号 由布市立図書館管理運営規則の一部改正について 教議第 21 号 由布市スポーツ少年団補助金交付要綱の制定について 教議第 22 号 体育協会補助金交付要綱の制定について 教議第 23 号 由布市立学校職員服務規程の一部改正について 教議第 24 号 由布市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について 教議第 25 号 由布市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱について

開催日	案 件
	教議第26号 区域外就学の許可について
	協議事項 令和3年度入学（園）式について

#### (4) 教育委員の自己研鑽

他委員との意見交換会や、各種大会等に参加することで、自己研鑽に努めました。

#### 〈市・市教委・団体等の行事〉

日 程	内 容	場 所
令和2年5月26日	大分県市町村教育委員会連合会総会 ※新型コロナウイルス感染症予防のため書面決議	
令和2年11月12日	「教育県大分」創造に向けた地域別意見交換会	はさま未来館外

#### (5) 教育委員のその他の活動

##### 〈学校行事〉

日 程	内 容	場 所
令和2年4月9日	市内中学校入学式	由布市内
令和2年4月10日	市内小学校・由布高校入学式	由布市内
令和2年4月14日	市内幼稚園入園式	由布市内
令和3年3月5日	市内中学卒業式	由布市内
令和3年3月18日	市内幼稚園卒園式	石城・阿南
令和3年3月19日		由布川・挾間・谷・西庄内・由布院
令和3年3月23日		石城・由布川・挾間・東庄内・西庄内・川西・由布院・塚原
令和3年3月24日	市内小学校卒業式	谷・阿南

※ 入園式・入学式は新型コロナウイルス感染症予防のため出席せず告辞の掲示とした

##### 〈その他の行事〉

日 程	内 容	場 所
令和2年6月12日	由布市奨学会理事会	本庁舎
令和2年11月18日	総合教育会議	本庁舎
令和2年12月14日	由布市奨学会理事会	本庁舎
令和3年1月10日	成人式（オンライン開催）	本庁舎
令和3年2月12日	総合教育会議	本庁舎
令和3年3月30日	湯布院地域複合施設落成式	ゆふいんラックホール

